

第7号

規則第21条第1項第7号 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練（次条及び第24条第1項第1号外において単に「教育及び訓練」という。）に関すること。

【対象事業者：許可届出使用者及び許可廃棄業者】

放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱う施設は多岐にわたるため、放射線障害の防止に関する教育及び訓練の時間数を定める告示（平成3年科学技術庁告示第10号）では使用の目的及び方法が限定的な放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を1台しか使用していない許可届出使用者を念頭に置いて各項目の最低時間数を定めている。このため、本号では、許可届出使用者及び許可廃棄業者が放射性同位元素等の性状及び数量、放射線発生装置の種類並びにこれらの使用等の実態に応じて適切な時間数を定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に記載すべき事項は、次のとおりとする。

解説)

当該告示では、初めて管理区域に立ち入る前の放射線業務従事者又は取扱等業務を開始する前の取扱等業務従事者に対して次の各項目の最低限の時間を定めています。

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (1) 放射線の人体に与える影響 | 30分以上 |
| (2) 放射性同位元素又は放射線発生装置の安全取扱い | 1時間以上 |
| (3) 放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程 | 30分以上 |

これらの最低時間は、説明のように放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を1台しか使用していないような許可届出使用者等への適用としていますので、非密封RI使用事業者等では、安全な取扱等業務に必要な「教育及び訓練」の時間について、改正前の時間等も考慮して過度な時間数の短縮にならないよう事業所ごとに適切な項目と時間数を考える必要があります。

7-1) 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練（以下「教育及び訓練」という。）に関する責任者を規定すること。

解説)

実際に「教育及び訓練」を行う放射線管理部門の長や事業所長、組織によっては放射線取扱主任者等、事業所の実態に応じ、「教育及び訓練」の計画、実施及びその記録等に係る責任者を規定します。

7-2) 規則第21条の2第1項第2号及び第3号に規定される者に対し、使用の実態等を踏まえて、初回及び定期の教育及び訓練の項目及び時間数を決定する手順を定めること。

解説)

放射線業務従事者、取扱等業務従事者に対する初回と定期の「教育及び訓練」の項目と時間数の決定手順について規定します。例えば、主任者が決定、主任者が案を提示し管理部門長が決定、放射線安全に係る委員会で決定等、それぞれの事業所の実態に合わせた決定手順などを定めます。具体的な「教育及び訓練」の項目と

時間数を判断するための決定基準等は、第三者にその根拠等を説明できる内容で下部規程等に規定しておく方がよいでしょう。

「教育及び訓練」対象者の知識技能レベルや業態が定型的な事業所では、予防規程あるいは下部規程に先の告示を満足する項目と適切な時間数を規定してもかまいません。

また、例えば、告示で定める下限時間教育受講を初回教育の第1段階の要件とし、第2段階でRIを使用した実習訓練等を経て従事者資格を取得するような手順も考えられ、事業所の業態に応じた業務従事者のカテゴリ分けへの工夫・応用も考えられますので、事業所に合った柔軟な「教育及び訓練」の基準を検討するとよいでしょう。

なお、記録については、初回の「教育及び訓練」の場合、従来の記録に加え時間数の記録も必要となります。

- 7-3) 規則第21条の2第1項第5号に規定される管理区域に一時的に立ち入る者（規則第22条の3第1項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者も含む。）に対する教育及び訓練の内容並びに実施方法を規定すること。

解説)

放射線業務従事者以外の管理区域に立ち入る一時立入者に対する「教育及び訓練」について規定します。一時立入者への教育については「当該者が立ち入る放射線施設において放射線障害が発生することを防止するために必要な事項」となっており、その時間数や実施時期の定めはありませんので、事業所の業態等により必要な教育内容と方法を記載します。管理区域入域の際の入域目的に応じた注意事項等を教育するのが一般的でしょう。

また、誰がいつ教育するのかも定めておくようにします。

例えば、管理区域内の清掃員、施設設備保守担当者、非常時対応守衛等、放射線業務従事者とするか一時立入者とするかについては、事業所の業態・組織等によってそれぞれの者への汚染や被ばくの可能性を考慮して判断することになると思いますが、下部規程でそれらの基準等を明確にしておく方がよいでしょう。

- 7-4) 規則第21条の2第2項の規定により、教育及び訓練の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有している従事者に対し、教育及び訓練の省略を行う場合には、省略を判断する者及び省略の基準を規定すること。

解説)

放射線取扱主任者資格を有する、あるいは過去に受講実績がある場合等、「教育及び訓練」を省略することができますが、それを判断する者とその基準を規定します。主任者免状や過去の教育訓練に係る証明等の証憑を基に主任者等が省略範囲を決定し、「教育及び訓練」の記録に省略理由とそれらの写しを省略根拠として残すことを基準のひとつとするのが一般的でしょう。

なお、該当する事業所で初めて取扱等業務に従事する場合の予防規程の教育など省略できない項目もあることを念頭に置いておくべきでしょう。

- 7-5) 本号の教育及び訓練と同様の内容の研修等を受講した際に、本号の教育及び訓練として取り扱う場合には、その手続を規定すること。

解説)

受講した外部の研修等の教育内容、時間数等が記載された受講票等を基に、自事業所の「教育及び訓練」としてみなされるかの判断者を規定し、みなされる場合には受講票等の証憑を「教育及び訓練」の記録として一緒に保管する等の流れを規定しておくとよいでしょう。

関連条文例

7-1) 責任者の設置 ・ 7-2) 教育訓練項目と時間（決定手順）・7-3) 教育訓練内容と方法

（教育及び訓練）

第〇〇条 主任者は、次の各号の者についてそれぞれ教育及び訓練を行わなければならない。

- (1) 放射線業務従事者
- (2) 取扱等業務従事者
- (3) 一時立入者

2 教育及び訓練は以下の時期に実施する。

- (1) 前項第1号又は第2号の者が、それぞれ初めて管理区域に立ち入る前又は取扱等業務に従事する前
- (2) 前項第1号又は第2号の者が、それぞれ管理区域に立ち入った後又は取扱等業務に従事した後にあっては、前回の教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から1年以内
- (3) 前項第3号の者については、管理区域に立ち入る前

3 教育及び訓練は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前項第1号の教育及び訓練の項目と時間は次表のとおりとし、前項第2号の教育及び訓練の項目は次表左欄のとおりとする。取扱の経験や業務内容により必要な項目及び時間は□□（委託する規程等の名称）に規定する基準に基づき主任者が決定する。

項目	時間
放射線の人体に与える影響	30分以上
放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い	1時間以上
放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程	30分以上

- (2) 第1項第3号の者に対する教育及び訓練は、当該者が立ち入る放射線施設において放射線障害が発生することを防止するために必要な項目とする。

7-4) 省略基準 ・ 7-5) 研修等の教育訓練としての取扱

（続き）

- (3) 社外の研修会や他の放射性同位元素使用施設等で教育及び訓練を受講した者は、その証憑等を提出することにより、□□（委託する規程等の名称）に規定する基準を満たすことを主任者が認める場合は、本項第1号の教育及び訓練として扱うことができる。

4 前項第1号の教育及び訓練において、項目の一部又は全部に關し十分な知識及び技能を有していると主任者が認めた者については、当該項目についての教育及び訓練を省略することができる。教育及び訓練を省略する者については、その理由を記録するとともに証憑等根拠となる資料を付すこと。

5 主任者は、教育及び訓練の実施について、実施年月日、項目、教育及び訓練を受けた者の氏名を記録しなければならない。なお、第2項第1号の教育及び訓練については、加えて各項目の実施時間も記録すること。